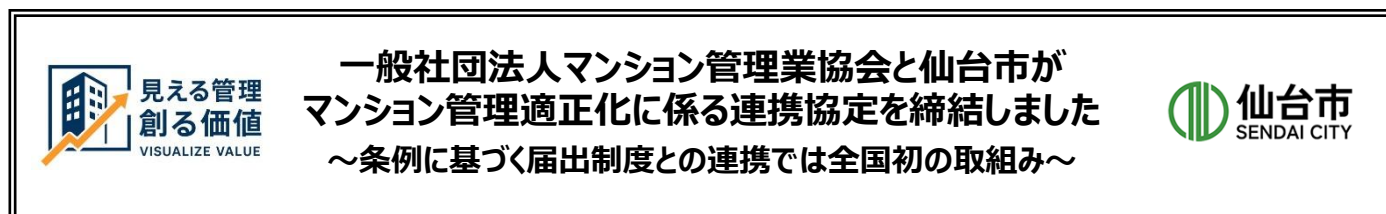


報道各位

2026年5月20日

一般社団法人マンション管理業協会



一般社団法人マンション管理業協会（本部：東京都港区虎ノ門、理事長：世古 洋介、以下、マンション管理業協会）と仙台市（所在地：宮城県仙台市青葉区国分町、市長 郡 和子、以下仙台市）は、仙台市内の分譲マンションの管理状況の実態を把握するとともに、将来にわたり良好な状態が維持されるマンションストックの形成を図るため、連携協定を締結しました。今後、この協定に基づき、市内マンションの管理の適正化に向けた具体的な取組みを実施していきます。

【連携協定締結式の様子】



(写真 左：世古理事長 右：郡市長)

1. 連携協定及び締結式の概要

(1) 協定締結日 2026年5月19日(火)

(2) 連携事項

- ① マンション管理適正評価制度と、「仙台市マンションの管理の適正化の推進に関する条例」に基づく届出制度との連携
- ② マンション管理適正評価制度および届出制度の普及・推進ならびに市内マンションの管理の適正化に向けた働きかけに関する連携
- ③ 相互の制度・事業のWEB掲載その他の方法による市内マンションへの情報提供
- ④ その他、市内マンションの管理適正化に向けた施策の推進に関し、必要と認める事項

【裏面に続く】

2. 主な取組み

個々のマンションの管理状況を共有し、実態を把握したうえで、それぞれが各マンションの状況に応じた働きかけを行うことで、マンション管理の適正化に向けた取組みを推進します。

【取組みの具体例】

- ・マンション管理適正評価制度の登録マンションに対し、仙台市への管理状況届出[※]における届出内容を一部簡素化し、マンション管理組合の負担を軽減する
- ・共有したデータを活用しながら、それぞれが個々のマンションの状況に応じた情報提供や支援を行うなど、マンション管理組合に対する働きかけを行う
- ・マンションの管理状況について、相互に連動した情報発信を行うことにより、管理組合の管理に対する意識の向上を図る

※ 仙台市への管理状況届出

「仙台市マンションの管理の適正化の推進に関する条例」（令和8年3月公布、同年10月施行予定）に基づき、マンションの管理組合は3年に一度、仙台市に管理状況を届け出ることが必要となります。

■ 仙台市 ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/sumai/bunjo/index.html>

■ マンション管理適正評価制度とは

マンションの管理状態や管理組合運営の状態を6段階で評価し、インターネットを通じて情報を公開する仕組みです。（マンション管理適正評価サイト）

<https://www.mansion-evaluationsystem.org/>



（専用サイトイメージ。一部加工してあります）

■ 一般社団法人マンション管理業協会について

マンション管理業協会は、昭和54年に誕生したマンション管理業者を正会員とする国内唯一の団体です。332社の管理会社で構成され、分譲マンションの管理に関する調査・研究、相談受け付けなどを行っています。

【HP】 <https://www.kanrikyo.or.jp/>

本リリースに関するお問い合わせ先

一般社団法人マンション管理業協会 評価・調査部 前島 : 03-3500-2721